

アメリカ所得移転システムの特徴

埋 橋 孝 文

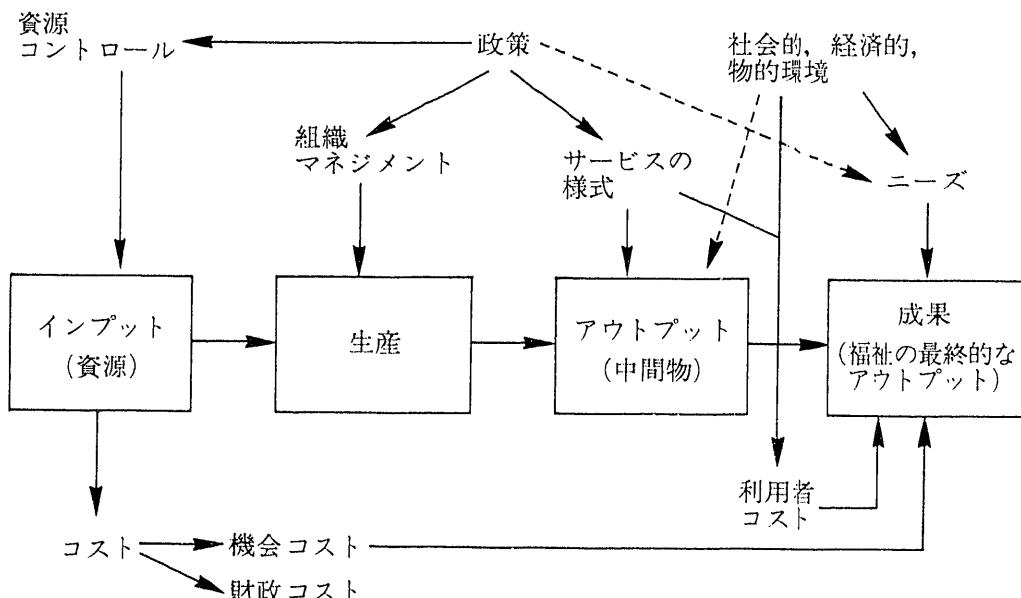
1. はじめに

アメリカの所得移転システムの特徴はどこにみいだされるのであろうか。本稿は、移転前所得分配と移転後の所得分配についての国際比較をとおしてこの問題に迫ろうとするものである。

図1は、HillとBramleyの「福祉の生産モデル」を示しているが、社会保障や福祉国家の国際比較研究の分野では、これまで、社会保障支出の対GDP比率という〈インプット〉に関する指標や、管理・運営面を含む社会保障制度の制度的フレームワーク=〈生産〉に注目する研究

が先行した。しかし、近年、〈アウトプット〉もしくは〈アウトカム=成果〉にかかる研究がめざましく進展している。それは、LISマイクロ・データが利用できるようになったことによって促進・加速されたといってよい。

LISマイクロ・データとは「ルクセンブルク所得調査」(Luxembourg Income Study)プロジェクトによって収集、加工された、各国の所得に関する個票データのことである。同プロジェクトは、ルクセンブルク政府やフォード財團の援助を得て開始された。このLISマイクロ・データは、データの比較可能性、包括性、加工可能性の点で画期的な意義をもっており、また、これまでに、1980年頃のデータと80年代後半の



出所：Mitchell (1991, 邦訳1993) 10頁。

図1 福祉の生産モデル

データが利用できるようになっており、2時点間比較も可能になっている。さらに、日本のデータが含まれていないのは残念であるが、現在、旧東欧諸国データの組み込みが進展中であり、それが完了すれば、その有用性が一層増すことになる。

本稿では、この LIS データを利用した研究によりつつ、不平等の是正という観点から、アメリカ所得移転システムの成果（アウトカム）を検討する。

なお、「福祉の生産モデル」でのアウトプットと成果（アウトカム）との区別はやや曖昧で、この 2つを区別しない論者もいるが、本稿では、「アウトプット」を福祉の給付・サービスそのものとして理解し、「成果（アウトカム）」を政策達成基準によって判断・評価されたものとして解釈している。

2. 所得の源泉別割合

LIS に含まれているアメリカの原データは、Current Population Survey の1979年版と1986年版である。サンプル数は1979年版の場合 6 万

9,000 であり、各種施設入所者とホームレスの人びとを除く全世帯を母集団としている。その他の国の原データについては表 1 に掲載されている。

まず最初に、粗所得を 100% とした場合の所得の各源泉の割合と各種段階の所得の割合からみて、アメリカはどのような特徴をもっているかを検討する（表 2 参照）。

第 1 に、要素所得（とりわけ賃金・サラリー）の割合が 7か国中カナダとならんで多く（88.3 %），いちばん低いスウェーデン（70.8%）と比べて 20% ポイント近く要素所得の割合に差がある。このことは逆にいえば、アメリカで児童手当、所得調査をともなう給付などの公的所得移転の割合が低いことでもある（8.0%）。

第 2 に、税・社会保険料の割合は 7 か国中、下から 3 番目に位置している。

アメリカの特徴は上の 2 点に要約されるが、注意しなければならないのは、第 1 に、表 2 には、各国の産業構造の違いが反映されているということであり、第 2 に、LIS データでの税とは所得税であり、消費税などの間接税が含まれていないことである。

表 1 各国の原データ

国名	データ名、年（サンプル数）	カバリッジ
アメリカ	Current Population Survey, 1979 (69,000)	97.5
イスラエル	Family Expenditure Survey, 1979 (2,300)	89.0
ノルウェー	Norwegian tax files, 1979 (10,400)	98.5
カナダ	Survey of Consumer Finances, 1981 (37,900)	97.5
イギリス	Family Expenditure Survey, 1979 (6,900)	96.5
(西)ドイツ	Transfer Survey, 1981 (2,800)	91.5
スウェーデン	Swedish Income Distribution-Living Survey, 1979 (9,600)	98.0

出所：Smeeding et al. (1990) p. 5.

表2 所得の源泉別構成 (%)

	カナダ	アメリカ	イギリス	(西)ドイツ	スウェーデン	ノルウェー	イスラエル
Wages and salaries	75.7	75.8	72.0	63.1	64.5	69.9	66.1
Self-employment income	5.4	6.7	4.5	16.7	3.7	11.1	16.8
Property income	7.2	5.8	2.7	1.1	2.7	2.7	4.4
Factor income	88.3	88.3	79.3	80.9	70.8	83.7	87.3
Occupational pensions	1.8	2.6	2.5	2.3	0.0	1.2	3.4
Market incomes	90.1	90.8	81.7	83.3	70.8	84.9	90.6
Child benefits	0.9	0.0	2.2	1.4	1.3	1.2	2.7
Means-tested benefits	1.4	1.3	2.1	0.6	4.4	0.3	0.4
Other cash benefits	6.7	6.8	12.9	14.5	23.6	12.7	5.3
Total cash benefits	9.1	8.0	17.2	16.5	29.2	14.1	8.3
Private transfers	0.0	0.6	1.0	0.2	0.0	0.8	1.0
Other cash income	0.8	0.6	0.1	0.0	0.0	0.1	0.0
Gross income	100	100	100	100	100	100	100
Income tax	15.2	16.5	13.6	14.8	28.5	19.1	23.4
Payroll tax (employees)	0.0	4.5	3.3	7.7	1.2	6.2	5.3
Net cash income	84.8	79.0	83.1	77.5	70.2	74.7	71.3

出所：Smeeding et al. (1990) pp. 30-31.

表3 移転前所得分配のジニ係数

国名, 年	ジニ係数	国名, 年	ジニ係数
アイルランド, 1987	46.1	スウェーデン, 1981	41.1
スウェーデン, 1987	43.9	イギリス, 1979	36.5
イギリス, 1986	42.8	アメリカ, 1979	38.8
アメリカ, 1986	41.1	オーストラリア, 1985/86	36.9
スイス, 1982	40.7	カナダ, 1981	35.0
ドイツ, 1984	39.5	オランダ, 1983	33.9
オーストラリア, 1985/86	39.1	フランス, 1979	40.6
カナダ, 1987	37.4	フィンランド, 1987	37.9
オランダ, 1987	34.8	イタリア, 1986	36.1
ノルウェー, 1979	33.5	ルクセンブルク, 1985	28.0
フランス, 1984	41.7	ベルギー, 1985	27.3
フィンランド, 1987	37.9		
イタリア, 1986	36.1		
ルクセンブルク, 1985	28.0		
ベルギー, 1988	27.3		

出所：OECD (1995) p. 90.

3. 移転前所得分配と移転後の所得分配

移転前所得分配は、LIS データの場合、「要素所得」と「市場所得」の2つを考えることができるが、ここでは市場所得に限定して、不平等度をその「総括的尺度」(summary measure)であるジニ係数で検討する。

アメリカの場合、1979年時点での移転前のジニ係数は38.8であり、8か国中3番目に高く、不平等度はかなり高めである（表3右欄参照）。スウェーデンは、つぎにみる移転後の所得分配と異なって、不平等度が高いことが注目される。同国の場合、平等賃金政策が追求されているといわれるが、そのことと移転前所得分配上の不平等はどう関係しているのか、アメリカを検討する本稿の範囲を超えててしまうが、興味をいたかせる事実である。なお、上のジニ係数の計測に当たっては、世帯の人数を「等価スケール」（人数の平方根）で調整した「等価所得」(equivalent income)を基にしている。

より対象国が広がった1980年代後半でみると（表3左欄）、アメリカのジニ係数は41.1で、やはりかなり高い。1980年と80年代後半を比べてみると、ベルギーを除いていずれもジニ係数の上昇＝不平等の増大傾向がみられる（ただし、ベルギーの場合 LIS データでは1985—1988年の3年間の変化しかみられない）。日本でも80年代に同じ傾向がみられるのであるが¹⁾、とりわけイギリスでの不平等の進展が際立っている（1979年36.5、1986年42.8）。アメリカの場合、1980年代後半で、15か国中不平等度の高いほうから5番目に位置している。

なお、1980年代の（移転前）所得分配の不平

等化の原因・背景について以下のような要因が挙げられている²⁾。

- 1) 構造的な経済の変化もしくは「脱工業化」(deindustrialization) の傾向。対個人・対事業所サービス産業セクターの成長率が製造業の成長率をはるかに凌駕していたこと。
- 2) 経済の国際化にともなって、国際貿易パターンが大きく変わり、そのことによって、国内の生産物の構成や産業の特化パターンの変動が生じたこと。
- 3) 技術革新が生産工程を変化させ、そのことによって、全般的に、低熟練労働に対する需要を減退させたこと。

つぎに、移転後の所得分配をみておく（表4参照）。上でみた移転前所得分配は、所得移転システムが機能する際の初期条件あるいは与件で

表4 移転後所得分配のジニ係数

国	年	ジニ係数
フィンランド	1987	20.7
	1990	21.5
スウェーデン	1981	19.9
	1987	22.0
ノルウェー	1979	22.2
	1986	23.4
ベルギー	1985	22.8
	1988	23.5
オランダ	1983	24.7
	1987	26.8
カナダ	1981	28.6
	1987	28.9
オーストラリア	1981	28.7
	1985	29.5
フランス	1979	29.7
	1984	29.6
イギリス	1979	27.0
	1986	30.4
アメリカ	1979	30.9
	1986	34.1

出所：OECD (1995) p.49.

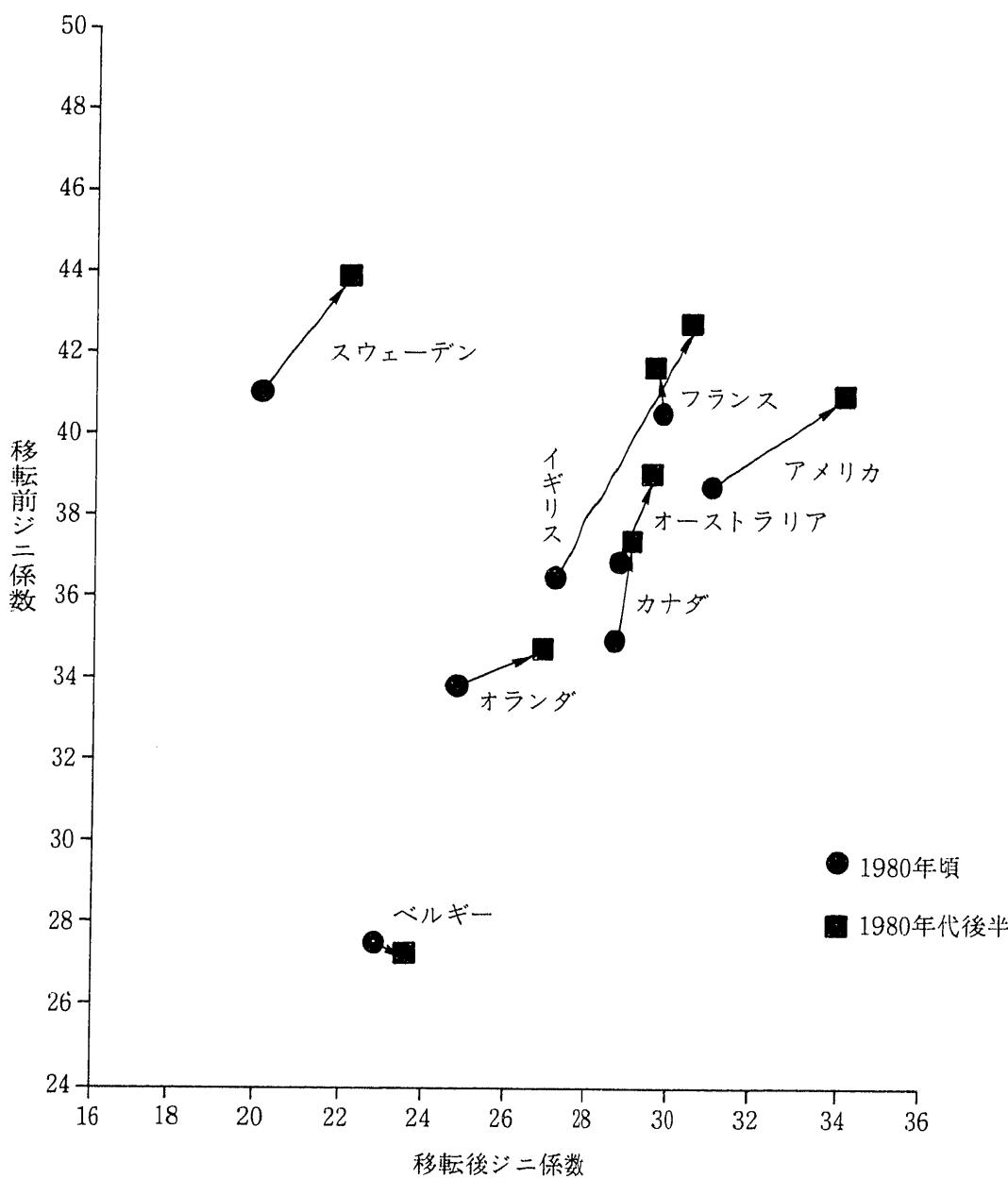
ある。その初期条件に、税・社会保障給付を手段とする所得移転システムが働いた結果が移転後の所得分配である。

1980年頃でアメリカの移転後所得分配のジニ係数は30.9で10か国中もっとも高く、80年代後半をみても34.1で、同じく10か国中もっとも高い。フランスを除く国々で、両時期のあいだに移転後所得分配の不平等化が進展している。図

2は、横軸に移転後のジニ係数、縦軸に移転前ジニ係数をとり、各国の位置が1980年頃と80年代後半でどのように変化しているかを示したものである。

4. (垂直的) 所得再分配効果

垂直的所得再分配効果は、(移転前ジニ係数 -



出所：表3、表4のデータから作成。

図2 所得分配の変化 (1980年頃→1980年代後半)

移転後ジニ係数)/移転前ジニ係数×100で定義されるが、図3はその値をみたものである。

1980年頃と80年代後半の2つの時期とも、スウェーデンの再分配効果がいちばん高く、およそ50%に達している。先にみたように、スウェーデンの移転前所得分配の不平等度は15か国中2番目でかなり高めなのであるが（1980年代後半）、この高い再分配効果の結果、移転後所得分配がいちじるしく平等化しているのである。

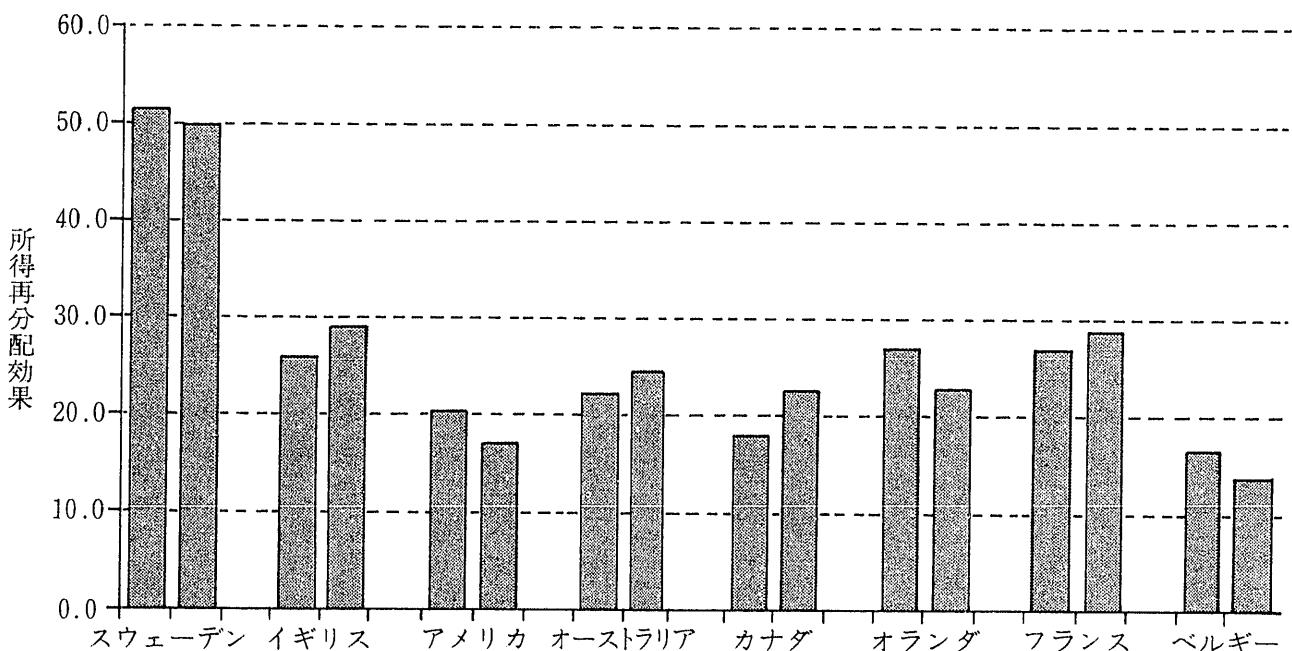
アメリカの再分配効果はベルギーに次いで低くなっている。アメリカの移転前所得分配は1980年時点では、8か国中スウェーデンに次いで不平等度が高く、80年代後半でもアイルランド、スウェーデン、イギリス、フランスに次いで高かったが、それらの国の再分配効果はアメリカよりも大きく、その結果、アメリカの移転後所得分配の不平等度が10か国中もっとも高くなっているのである。

なお、移転前所得分配のジニ係数と再分配効果とのあいだには、不平等な国ほどそれを是正しようとする動きが促進され再分配効果が高くなる関係が存在する、という仮説を考えることができる。表2と図3のうち、スウェーデンとベルギーだけをとればこの仮説は当てはまるようみえるが、対象国を増やした場合、この仮説は当てはまらないことが明らかにされている³⁾。しかも、この再分配効果は各国の一人当たりGDPの水準などの経済変数とも関係がなく、ひとつの「自律的」（autonomous）な政策決定なのである。

5. 所得移転システムの特徴

(1) 5分位階層別税負担

LISデータでは、税とは所得税と社会保険料（従業員負担分）であり、消費税などの間接税



注：左側の棒・1980年頃、右側の棒・1980年代後半。

出所：表3、表4のデータから作成。

図3 所得再分配効果 (%)

は含まれていない。フランス、イタリアなどの間接税の割合の高い国はここでの分析から除外されている。表5は、平均税率と、5分位の各階層別の税負担割合（負担額全体＝100%）を示している。ジニ係数の算定と同様に、税およびつぎにみる社会保障給付でも、「等価スケール」で世帯の人数を調整している。

下位2階層と上位2階層の負担割合の格差は、移転前所得分配と累進度の双方を反映したものである。表5から、つぎの対照的な2つのパターンを区別することができる。ひとつは、オランダ、スウェーデンであり、下位2階層と上位2階層の負担割合の格差が小さいが平均税率は高い、というパターンである。もうひとつは、逆に負担割合の格差は大きいが平均税率が低いもので、オーストラリア、カナダ、イギリス、アメリカがこれに当たる。なお、1980年頃

と80年代後半を比べると、ノルウェーを除いて平均税率の増加が観察される。

(2) 5分位階層別社会保障給付

表6は、税の場合と同じように、平均社会保障給付率と5分位の各階層別の社会保障の給付割合（給付額全体＝100%）を示している。平均社会保障給付率は、平均税率と異なって、国別にかなりの差があることがわかる。つまり、税率はオランダ、スウェーデンの両国を除いて20～30%の範囲にあるのに対して、社会保障給付率の場合、低いほうではスイスの7.3%（1982年）、アメリカの8.9%（1979年）、9.4%（1986年）、高いほうではスウェーデンの35.0%（1981年）35.5%（1987年）、ベルギーの33.3%（1985年）、34.9%（1988年）というように、差が大きいのである。

表5 5分位階層別税負担（%）

		第一・ 5分位	第二・ 5分位	第三・ 5分位	第四・ 5分位	第五・ 5分位	計	中位等価所得 に対する割合
オーストラリア	1981	1.1	8.1	16.2	24.8	49.8	100.0	29.9
	1985	0.7	7.6	16.3	24.2	51.2	100.0	32.2
スイス	1982	5.8	10.2	14.7	21.1	48.2	100.0	26.0
	1981	1.8	9.3	16.7	25.8	46.5	100.0	19.0
カナダ	1987	3.6	8.8	16.2	24.8	46.5	100.0	24.8
	1984	5.5	10.4	17.0	23.4	43.7	100.0	36.0
ドイツ	1987	7.0	12.2	17.6	23.8	39.3	100.0	29.5
	1984	5.5	11.8	17.0	22.9	42.7	100.0	57.0
アイルランド	1983	5.5	10.3	10.0	16.2	22.3	41.2	100.0
	1987	7.0	12.2	17.6	23.8	39.3	100.0	67.2
オランダ	1983	5.5	11.8	17.0	22.9	42.7	100.0	57.0
	1987	10.3	10.0	16.2	22.3	41.2	100.0	67.2
ノルウェー	1979	3.5	11.4	18.2	25.8	41.1	100.0	35.0
	1986	3.7	13.2	19.2	25.7	38.1	100.0	32.5
スウェーデン	1981	10.1	13.1	17.7	23.3	35.8	100.0	42.7
	1987	6.3	12.5	17.7	23.3	40.1	100.0	45.0
イギリス	1979	4.0	11.5	18.0	25.1	41.4	100.0	25.8
	1986	4.5	8.1	15.9	25.0	46.4	100.0	31.0
アメリカ	1979	2.5	7.6	14.6	24.7	50.6	100.0	28.1
	1986	3.8	6.9	13.9	22.6	52.7	100.0	30.6
フィンランド	1987	4.9	11.2	17.1	23.9	42.9	100.0	36.9

出所：OECD (1995) p. 105.

表6 5分位階層別社会保障給付(%)

		第一・ 5分位	第二・ 5分位	第三・ 5分位	第四・ 5分位	第五・ 5分位	計	中位等価所得 に占める割合
オーストラリア	1981	42.8	22.2	13.3	12.5	9.2	100.0	10.8
	1985	40.1	24.6	14.4	12.9	8.0	100.0	11.3
ベルギー	1985	22.9	22.5	21.9	16.6	16.1	100.0	33.3
	1988	21.5	23.6	20.1	16.1	18.7	100.0	34.9
スイス	1982	38.5	19.2	15.6	13.3	13.3	100.0	7.3
カナダ	1981	33.0	22.9	17.9	14.1	12.1	100.0	10.1
	1987	29.5	24.2	19.2	15.0	12.1	100.0	12.4
フランス	1979	19.7	21.2	18.8	17.7	22.6	100.0	22.2
	1984	17.5	21.8	18.4	17.7	24.7	100.0	25.0
ドイツ	1984	21.8	22.2	16.7	21.0	18.3	100.0	19.8
アイルランド	1987	32.0	21.9	21.3	15.2	9.6	100.0	20.5
イタリア	1986	15.6	16.4	19.7	20.7	27.6	100.0	21.4
ルクセンブルク	1985	17.3	18.3	19.5	22.5	22.4	100.0	23.7
オランダ	1983	21.8	21.8	18.4	20.4	17.6	100.0	28.5
	1987	24.9	21.3	16.9	17.7	19.2	100.0	28.3
ノルウェー	1979	34.0	20.9	16.4	13.6	15.1	100.0	13.5
	1986	21.5	16.6	14.2	12.2	11.0	100.0	15.1
スウェーデン	1981	18.0	23.9	19.8	19.5	18.7	100.0	35.0
	1987	15.2	25.8	21.7	19.9	17.4	100.0	35.5
イギリス	1979	30.6	20.0	17.4	17.0	15.0	100.0	18.5
	1986	26.7	25.9	19.4	16.1	11.9	100.0	24.3
アメリカ	1979	29.7	21.1	17.4	14.7	17.1	100.0	8.9
	1986	29.2	21.2	17.1	17.5	15.1	100.0	9.4
フィンランド	1987	25.9	22.6	18.2	15.8	17.6	100.0	27.7

出所：OECD (1995) p. 107.

一般にスイス、ノルウェーを除くヨーロッパ大陸の国で平均社会保障給付率は高く、オーストラリア、カナダ、アメリカで低く、イギリスはその中間にある。

5分位ごとにみると、2つのパターンを区別することができる⁴⁾。第1は、低所得の第一・5分位での社会保障給付の割合がもっとも高く、所得の上昇とともにその割合が遞減していくもので、オーストラリア、スイス、カナダ、ノルウェー、アイルランド、イギリス、アメリカがこのグループに属する。第2は、5分位の各階層での給付率に大きな差がないもので、オラン

ダ、フィンランド、スウェーデン、フランス、ルクセンブルク、イタリアの国々である。表7は、各分位ごとの「等価平均所得」に占める社会保障給付の割合を示している。同表から、上の第2のグループを、(1)所得上位階層ほど社会保障給付の割合の高いグループ(ルクセンブルク、イタリア、フランス)、(2)各階層で給付率が平準化している、もしくは所得下位階層ほど給付率の高いグループ(オランダ、フィンランド、スウェーデン)という2つのサブ・グループに分けることが可能である。

第1のグループでは、社会保障給付が下位所

表7 各分位の中位等価所得に占める平均社会保障給付の割合 (%)

		第一・ 5分位	第二・ 5分位	第三・ 5分位	第四・ 5分位	第五・ 5分位	平 均
オーストラリア	1981	23.1	12.0	7.2	6.7	5.0	10.8
	1985	22.5	13.8	8.1	7.3	4.5	11.3
ベルギー	1985	33.3	32.2	30.5	28.6	22.3	21.3
	1988	34.9	32.3	33.6	27.8	22.3	27.0
スイス	1982	14.1	7.0	5.7	4.9	4.9	7.3
	1981	16.6	11.5	9.0	7.1	6.1	10.1
カナダ	1987	18.3	15.0	11.9	9.2	7.5	12.4
	1979	21.9	23.6	21.0	19.7	25.1	22.2
フランス	1984	21.9	27.2	22.9	22.1	30.8	25.0
	1984	21.6	21.9	16.5	20.8	18.2	19.8
ドイツ	1987	32.1	23.8	20.8	15.4	10.1	20.5
	1986	16.6	17.6	21.1	22.1	29.5	21.4
アイルランド	1985	20.5	21.7	23.1	26.6	26.5	23.7
	1983	31.0	31.0	26.3	29.1	25.1	28.5
オランダ	1987	35.2	30.2	23.9	25.1	27.2	28.3
	1979	23.0	14.1	11.1	9.2	10.2	13.5
ノルウェー	1986	21.5	16.6	14.2	12.2	11.0	15.1
	1981	31.6	41.8	34.7	34.2	32.8	35.0
スウェーデン	1987	27.0	45.7	38.5	35.4	30.9	35.5
	1979	28.3	18.5	16.1	15.8	13.8	18.5
イギリス	1986	32.4	31.4	23.5	19.6	14.5	24.3
	1979	13.2	9.4	7.8	6.5	7.6	8.9
アメリカ	1986	13.7	9.9	8.0	8.2	7.1	9.4
	1987	35.9	31.3	25.2	21.9	24.4	27.7

出所：OECD (1995) p. 107.

得階層に「的が絞られて」(targeted) 支給されている。第2のグループでは、給付のベースが「報酬比例」(income-related) になっていることが推察される。

(3) いくつかの指標からみて

上の表5、表6、表7からアメリカの所得移転システムの特徴がかなり浮き彫りになってきたと考えられる。それらを Mitchell (1991, 邦訳1993) の分析結果によりつつもう一度整理しておきたい⁵⁾。

Mitchell (1991, 邦訳1993) は、Kakwani

(1986)⁶⁾が明らかにした(1)式の各指標値を、税と社会保障給付のそれぞれについて、LISデータを用いて計測した。

$$R = P \times E / [(1 \pm E) \times G^*] + H \dots \dots \dots (1)$$

(注 社会保障給付の場合に $1+E$, 税の場合に, $1-E$ となる)

Rは、垂直的所得再分配効果であり、移転前ジニ係数と移転後ジニ係数の差を移転前ジニ係数で除したものである。

$$R = (G^* - G) / G^* \quad (G^* : \text{移転前ジニ係数})$$

G : 移転後ジニ係数)(2)

(1)式は、再分配効果(R)が、初期条件としての移転前ジニ係数(G^*)と社会保障移転もしくは所得税の累進度(P)、社会保障移転の平均給付率もしくは平均税率(E)、再分配によって生じる所得順位の逆転の程度を示す「馬跳び(leap-frogging)」(H)、という3つの指標によって説明可能であることを示している。

P は、大域累進度(Global Progressivity)を測るひとつの指標であり、社会保障給付の場合には、移転前ジニ係数から給付の擬ジニ係数を引いてもとめられ($P = G^* - C$, C : 給付の擬ジニ係数), その値が0の場合に比例的、プラス(マイナス)の場合、累進的(逆進的)となる。税の場合には、逆に、税の擬ジニ係数から移転前ジニ係数を引いてもとめられ($P = C - G^*$, C : 税の擬ジニ係数), その値が0の場合に比例的、プラス(マイナス)の場合、累進的(逆進的)となる。

H は、移転後の所得分配についての(移転前の序列にもとづく)擬ジニ係数と(移転後の序列にもとづく)ジニ係数との差の割合であり、 $H = (Cd - G)/G^*$ と表わされる(Cd : 擬ジニ係数)。

なお、再分配効果 R は、(1)式より、 P と E の増加関数であり、また、負数として表わされる H の絶対値の減少関数である。

参考までに、各指標値の定義を挙げておく(添え字 ss は社会保障給付、 tax は税、 net は税と社会保障給付を合わせたものを意味している)。

G^* : 移転前所得のジニ係数

G_1 : 社会保障給付後所得のジニ係数

G_2 : 課税後所得のジニ係数

R_{ss} (社会保障による再分配効果) :

$(G^* - G_1)/G^*$

R_{tax} (税による再分配効果) : $(G_1 - G_2)/G_1$

R_{net} (社会保障・税移転による再分配効果) :

$(G^* - G_2)/G^*$

P_{ss} (社会保障給付の累進度) : 移転前所得のジニ係数 - 社会保障給付の擬ジニ係数

P_{tax} (税の累進度) : 税の擬ジニ係数 - 社会保障給付後所得のジニ係数

E_{ss} (平均社会保障給付率) : 社会保障給付 / 移転前所得

E_{tax} (平均税率) : (税 + 社会保険料) / 社会保障給付後所得

表8、表9は、1980年時点での、社会保障給付と税それぞれの各指標値をまとめたものである。これらの表から読み取れるアメリカの所得移転システムの特徴を、箇条書きにまとめれば、つぎのようになる。

- 1) 社会保障給付による再分配効果(R_{ss})と税による再分配効果(R_{tax})とを比べると、アメリカを除くすべての国で、前者のほうが後者よりも大きくなっているが、アメリカでは同じとなっている。
- 2) 上のようなアメリカでの社会保障給付による再分配効果の低さは、平均社会保障給付率の低さ(10か国中2番目に低い)によるものである。
- 3) 「馬跳び」(H_{ss})による再分配効果のロスは、平均社会保障給付率の高い国で大きくなってしまっており、とくにスウェーデン、フランスで顕著である。アメリカでの「馬跳び」(H_{ss})による再分配効果のロスは10か国中4番目に低い。
- 4) アメリカの税の累進度(P_{tax})は高いが、平均税率(E_{tax})は中位(上から6番目)である。なお、この2つの指標の間の関係では、フランスとオランダはきわめて対照的である(フラン

表8 社会保障給付の各指標

	P_{ss}		H_{ss}		E_{ss}		R_{ss}
オーストラリア	0.946	オーストラリア	-0.015	スウェーデン	0.384	スウェーデン	42
イス	0.937	カナダ	-0.016	フランス	0.248	ドイツ	31
フランス	0.919	イス	-0.021	オランダ	0.239	オランダ	30
ドイツ	0.919	アメリカ	-0.025	イギリス	0.203	フランス	27
ノルウェー	0.906	イギリス	-0.028	ドイツ	0.200	ノルウェー	26
オランダ	0.896	ノルウェー	-0.045	ノルウェー	0.148	イギリス	25
アメリカ	0.860	ドイツ	-0.064	オーストラリア	0.099	オーストラリア	19
スウェーデン	0.813	オランダ	-0.074	カナダ	0.097	カナダ	16
カナダ	0.772	フランス	-0.120	アメリカ	0.084	イス	14
イギリス	0.654	スウェーデン	-0.120	イス	0.075	アメリカ	13

出所：Mitchell (1991, 邦訳1993) 169頁。

表9 税の各指標

	P_{tax}		H_{tax}		E_{tax}		R_{tax}
フランス	0.398	フランス	-0.002	オランダ	0.337	スウェーデン	18
アメリカ	0.198	オーストラリア	-0.005	スウェーデン	0.296	ノルウェー	17
オーストラリア	0.180	カナダ	-0.008	ノルウェー	0.254	オーストラリア	14
カナダ	0.175	アメリカ	-0.013	ドイツ	0.238	アメリカ	13
ノルウェー	0.160	イギリス	-0.016	オーストラリア	0.216	フランス	11
ドイツ	0.148	イス	-0.017	アメリカ	0.210	オランダ	11
イギリス	0.142	オランダ	-0.023	イス	0.178	ドイツ	9
スウェーデン	0.139	ノルウェー	-0.025	イギリス	0.169	カナダ	9
イス	0.109	スウェーデン	-0.060	カナダ	0.152	イギリス	8
オランダ	0.084	ドイツ	-0.072	フランス	0.087	イス	5

出所：Mitchell (1991, 邦訳1993) 171頁。

ス： P_{tax} 高， E_{tax} 低，オランダ： P_{tax} 低， E_{tax} 高)。
 5) 税の場合でも「馬跳び」(H_{tax})による再分配効果のロスは平均税率の高い国で大きくなる傾向がある。アメリカの H_{tax} は、それほど大きくない(10か国中低いほうから4番目)。税による再分配効果(R_{tax})は10か国中上から4番目となっている。

6. まとめ

アメリカの、主として労働市場で決定される移転前所得分配の不平等度はかなり高めであ

る。また、所得全体に占める移転所得の割合が低く、移転後の所得分配の不平等度もLISデータに含まれる国の中でもっとも高くなっている。アメリカにおける垂直的所得再分配効果はベルギーに次いで低い。アメリカでは、税による再分配効果はそれほど低くはないが、社会保障給付の再分配効果が低く、そのため全体としての再分配効果が低くなっているのである。その社会保障給付は、低所得階層に重点的に振り向かれて、その意味でwell-targetedであるが、社会保障移転額、割合そのものが小さく、それが再分配効果の低さにつながっている。

上記のような特徴をアメリカ所得移転システムはもっているが、その評価は立場によって大きく異なるであろう。アメリカでは「格差」の存在が社会に深くビルトインされており、それが社会の活力のひとつの源泉・国の成り立ちの基本ととらえる見方が成り立つ。その一方で、「二階級社会」化、「二重経済」化にともなう問題を懸念する声が出てきても不自然ではない。いずれにしても、所得分配の問題にかかる価値判断がついてまわることは避けられない。

なお、本稿では、不平等に関する「総括的尺度」(summary measure)であるジニ係数を用いてもっぱら垂直的所得(再)分配について検討し、ワンペアレント・ファミリーや高齢者世帯の所得保障などのカテゴリー別の所得(再)分配についてふれることができなかった⁷⁾。

ワンペアレント・ファミリーは、「傷つきやすい家族」(vulnerable family)の典型であり、今日、その生活保障のあり方がアメリカでホット・イシューになっている。昨1996年に成立し、今年7月までに全面施行される「福祉改革法」によって、1935年以来60年あまりの長い間アメリカの現金給付・所得保障プログラムの重要な柱であったAFDC(要扶養児童家族扶助)が廃止され、TANF(貧困家族への一時的扶助)にとって替わられる⁸⁾。このことは、アメリカの所得移転システムの大きな変更である。したがって、この点に関する現状と問題を明らかにすることが必要である。

また、「はじめに」で述べたような「成果(ア

ウトカム)」に注目する研究では、往々にして制度的フレームワークとその「成果」との関連に関する検討が手薄になる。OECD(1995)やMitchell(1991, 邦訳1993)もその欠陥を免れていない。資格要件や給付の構造などの制度上のどういう特徴が本稿でみた「成果」をもたらしているか、両者の関連についての詳しい検討は他日に期したい。

注

- 1) この点については、埋橋孝文 1997『現代福祉国家の国際比較—日本モデルの位置づけと展望』日本評論社、第3章を参照のこと。
- 2) OECD 1995 *Income Distribution in OECD Countries: Evidence from the Luxembourg Income Study*, Social Policy Studies No. 18, 1995, p. 83.
- 3) Mitchell, D.(邦訳1993)『福祉国家の国際比較—LIS10カ国の税・社会保障移転システム』啓文社、第7章1節を参照のこと。
- 4) OECD, op. cit. p. 106.
- 5) Mitchell, D. (邦訳1993) 第8章による。
- 6) Kakwani, N. 1986 *Analising Redistribution Policies*, Cambridge University Press.
- 7) これらの問題については、Smeeding, T.M. et al (eds.) 1990 *Poverty, Inequality and Income Distribution in Comparative Perspective: The Luxembourg Income Study*, Harvester Wheatsheafが取り扱っている。
- 8) アメリカの1996年「福祉改革法」については、シーラ・カマーマン(浜本知寿香・埋橋孝文共訳)1997「AFDCからTANFへ—アメリカの家族政策の転換と日本への教訓」、季刊『家計経済研究』第34号が詳しい。

(うずはし・たかふみ 大阪産業大学教授)